

三位一体の改革について

平成16年11月26日
地 方 六 団 体

三位一体の改革に関する政府・与党合意は、改革の精神が強く感じられず、重要な部分が先送りされており、我々地方六団体の政府・与党合意に対する評価も先送りせざるを得ない。

しかし、総理が真摯に対応するようにとされたこと、官房長官、総務大臣が中心となって、地方交付税・税源移譲等につき鋭意調整されたことには、敬意を表したい。したがって、我々地方六団体は、とりあえず、本政府・与党合意を受け止めることとするが、そのためには、今回の改革の本旨に沿い、地方の自由度を増し、裁量権を拡大するという観点から、更に少なくとも次のことについて明確にすることが必要と考える。

- 施設整備関係国庫補助負担金について廃止し、税源移譲の範囲を拡大すべきこと。
- 国民健康保険に関し、あらかじめ新たな都道府県負担の内容を明確化すること。本来、社会保障審議会での検討を待つべきものであり、したがって、この際、根幹を変えないこと。
- 地方自治に対する国の関与・規制の見直しについて、真摯な努力が足りない。今後の対応方針を明らかにすること。
- 補助金改革の工程表を示すこと。

以上のため、国と地方の協議の場を継続すべきである。